

定款

公益社団法人富山県診療放射線技師会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人富山県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、診療放射線技師の職業倫理を高揚すると共に、医用放射線の安全利用に関する知識の普及啓発、及び放射線診療学の向上発達を図り、もって県民の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への保健衛生及び放射線に関する知識の普及啓蒙
- (2) 放射線技術学および公衆衛生の向上のための研修会、講習会の開催
- (3) 放射線技術学の向上に関する研究、調査及び指導
- (4) 本条の趣旨を目的とした図書刊行物の発行
- (5) 診療放射線技師の職業倫理の高揚
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は富山県内にて行うものとする。

第3章 会員

(法人の会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(正会員) 県内に居住または勤務する診療放射線技師及びエックス線技師の資格を有するもので、本会の目的に賛同し入会の手続きを完了した者。

(名誉会員) 正会員の中にあって、本会に対し特に功労のあった者の中から、理事会の推薦に基づき総会において承認された者をいう。承認後も正会員としての権利義務を有することが出来る。

(賛助会員) 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところの入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になつたとき及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において、別に定める退会届用紙に所定の事項を記入し提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別議決によって正会員の 4 分の 3 以上の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反した場合
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合
 - (3) その他除名すべき正当な理由がある場合
- 2 当該会員に対し、総会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受けた場合、または解散した場合
- (2) 第 7 条の支払義務を履行しない場合
- (3) 総正会員が同意したとき

第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会はすべての正会員をもって構成する

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする

(権限)

第 12 条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書
(正味財産増減計画書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定期総会として毎年事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合速やかに開催する。

- (1) 理事会が必要と認めた時
- (2) 正会員総数の 10 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催請求があったとき

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会員に対して会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、総会の日の 2 週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 17 条 総会においては、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行い、この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有さない。可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上にあって、正会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決権の行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合において、前 2 条に規定する総会について出席したものとみなす。

2 代理人を選任する場合、当該正会員又はその代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 監事が次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときはその意見又は発言の内容の概要
 - ①監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見
 - ②辞任した監事の辞任した旨及びその理由
 - ③理事が総会で提出しようとする議決等で監事が調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項が認められる場合のその調査報告
- (4) 総会に出席した理事及び監事の氏名

- (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った会員の氏名
- 2 議事録には、議長及び出席した理事が記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上 18名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち 1名を会長とし、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、別に定める役員選出規程に基づき総会の決議によって選任する
2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中からこれを選定する。

(役員の構成)

第23条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
2 本会の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(顧問)

第24条 本会に顧問4名以内置くことができる。
2 顧問は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱し、任期については別に会長が定める。
3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応える。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令、この定款及び総会の決議に基づき、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行し、総括する。
3 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。

(監事の職務および権限)

第 26 条 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計画書)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは理事に総会又は理事会の招集を請求し又は理事会の請求があった日から 5 日以内にその請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は理事会を招集すること。
 - (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査すること。この場合において法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会で報告すること。
 - (6) その他監事に認められた法令上の権限行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利を有する。
- 5 理事又は監事は、再任されることができる。

(役員の解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第 29 条 理事および監事は無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席しなければならない
ただし、議決に参加することはできない。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に規程するもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定および解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

- 2 会長は前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条(議決に加わることのできる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示)の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会の招集が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

- ①会長以外の理事又は副会長の請求を受けて招集されたもの
 - ②会長以外の理事による請求があった日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合によりその理事が招集したもの
 - ③監事の請求を受けて招集されたもの
 - ④監事による請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合により監事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議をする事項について特別の利害関係を有する理事がある時は、当該理事の氏名
- (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言の内容の概要
- ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 84 条第 1 項各号の取引(1. 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引 2. 理事が自己又は第三者のために一般社団法人とする取引 3. 一般社団法人が理事の債務を保障することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引)をした理事の報告
 - ②理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告
 - ③監事の意見
- (6) 出席した理事及び監事
- (7) 議長の氏名
- 2 前条第 2 項に掲げる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示による決議の場合の議事録は、次に掲げる事項とする。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
- 3 議事録には、議長、出席した理事および監事が記名押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計 (資産の構成)

第 36 条 本会の資産は、次に掲げるものをもつて構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金

- (3) 財産又は事業から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議により定める。

(特定費用準備資金)

第 38 条 前条にかかわらず、記念事業積立資金の管理については別途理事会で定める。

(経費の支弁)

第 39 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書、収支予算書およびこれに伴う予算に関する書類は、毎年事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号及び第 3 号、4 号、6 号の書類については、定期総会に提出し、第 1 号の書類については内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第 43 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、正会員の半数以上にあって、正会員の議決権 4 分の 3 以上の総会の決議によって変更することができる。

2 定款を変更したときは、富山県知事に届け出る。

(解散)

第 45 条 本会は、正会員の半数以上にあって、正会員の議決権の 4 分の 3 以上の総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消しなどに伴う贈与)

第 46 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法 (公告の方法)

第48条 本会の公告は、官報に掲載してする。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、長田孝光とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特別民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 平成25年3月2日 一部改正